

犬山市下水道事業経営戦略（案）

団 体 名 : 愛知県犬山市

事 業 名 : 犬山市下水道事業
(公共下水道事業・農業集落排水事業)

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 (2025) 年度 ~ 令和 1 6 (2034) 年度

※公共下水道事業については、「(雨水)」の表記がないものについては、汚水事業について記載している。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数) ※令和5年度末現在	公共下水道事業 : 平成元年度 (供用開始後35年) 農業集落排水事業 : 平成13年度 (供用開始後23年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	一部適用 (平成31年4月1日適用)
処理区域内人口密度 ※令和5年度末現在	公共下水道事業 : 45.4人/ha 農業集落排水事業 : 8.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有(公共下水道事業)
処理区数	公共下水道事業(汚水) : 2処理区 (五条川左岸流域下水道・五条川右岸流域下水道) (雨水) : 47排水区 農業集落排水事業 : 1処理区(入鹿神尾地区)		
処理場数	公共下水道事業 : なし(流域下水道に接続のため) ※流域下水道の処理施設は、五条川左岸浄化センター・五条川右岸浄化センターの2処理場 農業集落排水事業 : 1処理場(入鹿神尾地区浄化センター)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	供用開始当初より流域下水道に接続しており、広域化は図れています。 また、愛知県の広域化・共同化計画に参画し、管きよ調査の共同化を実施しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

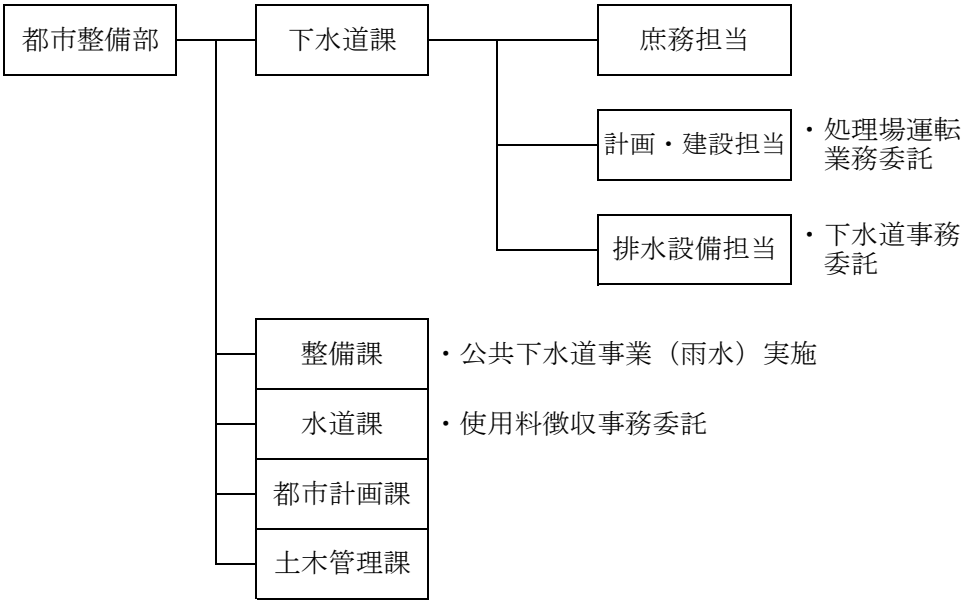
② 使用料（1使用月につき、税抜き）

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p> <p>※令和5年度末現在</p>	<p>公共下水道事業・農業集落排水事業の2事業とも同一の使用料体系 一般用</p> <p>基本使用料：550円（5m³まで） 超過使用料： <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>5m³を超え</td> <td>10m³まで</td> <td>44円</td> <td>（1m³につき）</td> </tr> <tr> <td>10m³を超え</td> <td>20m³まで</td> <td>84円</td> <td>（1m³につき）</td> </tr> <tr> <td>20m³を超え</td> <td>30m³まで</td> <td>104円</td> <td>（1m³につき）</td> </tr> <tr> <td>30m³を超え</td> <td>100m³まで</td> <td>129円</td> <td>（1m³につき）</td> </tr> <tr> <td>100m³を超え</td> <td>500m³まで</td> <td>154円</td> <td>（1m³につき）</td> </tr> <tr> <td>500m³を超えるもの</td> <td></td> <td>199円</td> <td>（1m³につき）</td> </tr> </table> </p> <p>概要：一般用と公衆浴場用の2つの用途別使用料を採用し、それぞれ基本使用料と超過使用料を設定し、超過使用料は逦増制を採用することにより、一般家庭用の使用料に配慮した使用料設定をしています。 また、公衆浴場用については、公衆衛生上、利用者の過度の負担とならないよう配慮した使用料設定をしています。</p>	5m ³ を超え	10m ³ まで	44円	（1m ³ につき）	10m ³ を超え	20m ³ まで	84円	（1m ³ につき）	20m ³ を超え	30m ³ まで	104円	（1m ³ につき）	30m ³ を超え	100m ³ まで	129円	（1m ³ につき）	100m ³ を超え	500m ³ まで	154円	（1m ³ につき）	500m ³ を超えるもの		199円	（1m ³ につき）
5m ³ を超え	10m ³ まで	44円	（1m ³ につき）																						
10m ³ を超え	20m ³ まで	84円	（1m ³ につき）																						
20m ³ を超え	30m ³ まで	104円	（1m ³ につき）																						
30m ³ を超え	100m ³ まで	129円	（1m ³ につき）																						
100m ³ を超え	500m ³ まで	154円	（1m ³ につき）																						
500m ³ を超えるもの		199円	（1m ³ につき）																						
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同じ</p>																								
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p> <p>※令和元年度末現在</p>	<p>公衆浴場用</p> <p>基本使用料：385円（10m³まで） 超過使用料： <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>10m³を超え</td> <td>100m³まで</td> <td>一般用で算定した額の2分の1</td> </tr> <tr> <td>100m³を超えるもの</td> <td></td> <td>一般用で算定した額の4分の1</td> </tr> </table> </p>	10m ³ を超え	100m ³ まで	一般用で算定した額の2分の1	100m ³ を超えるもの		一般用で算定した額の4分の1																		
10m ³ を超え	100m ³ まで	一般用で算定した額の2分の1																							
100m ³ を超えるもの		一般用で算定した額の4分の1																							
<p>条例上の使用料*2 （20m³あたり） ※過去3年度分を記載</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,610円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,610円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,610円</td> </tr> </table>	令和3年度	1,610円	令和4年度	1,610円	令和5年度	1,610円	<p>実質的な使用料*3 （20m³あたり） ※過去3年度分を記載</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,045円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,050円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>2,023円</td> </tr> </table>	令和3年度	2,045円	令和4年度	2,050円	令和5年度	2,023円											
令和3年度	1,610円																								
令和4年度	1,610円																								
令和5年度	1,610円																								
令和3年度	2,045円																								
令和4年度	2,050円																								
令和5年度	2,023円																								

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたものをいう。また、数値は、公共下水道、農業集落排水事業の平均値。

③ 組織

<p>職員数</p> <p>※令和6年4月1日現在</p>	<p>9名（正規職員8名・パートタイム会計年度任用職員1名）</p>
<p>事業運営組織</p>	

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道事務(排水設備業務)・マンホールポンプ保守点検業務及び入鹿神尾地区浄化センター運転業務(農業集落排水事業)について、民間会社に長期継続契約にて委託しています。 また、使用料の調定・徴収業務等について、水道課を通して民間会社に長期継続契約にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

別紙 決算の経営比較分析表を添付

(4)下水道計画区域の見直しについて

令和5年度に学識経験者や市民代表からなる審議会にて犬山市下水道事業における課題を整理し、国や県の方針や下水道整備の期間及び費用等を踏まえて、未整備区域の計画区域について将来の在り方を検討しました。

その結果、市街化調整区域のうち具体的な整備計画がない区域を公共下水道計画区域から合併浄化槽による処理区域に変更すべきとの答申を受け、下水道計画区域の変更を行いました。

今回の経営戦略ではこれらを反映しています。

別紙 検討当時の見直し前後の計画図を添付

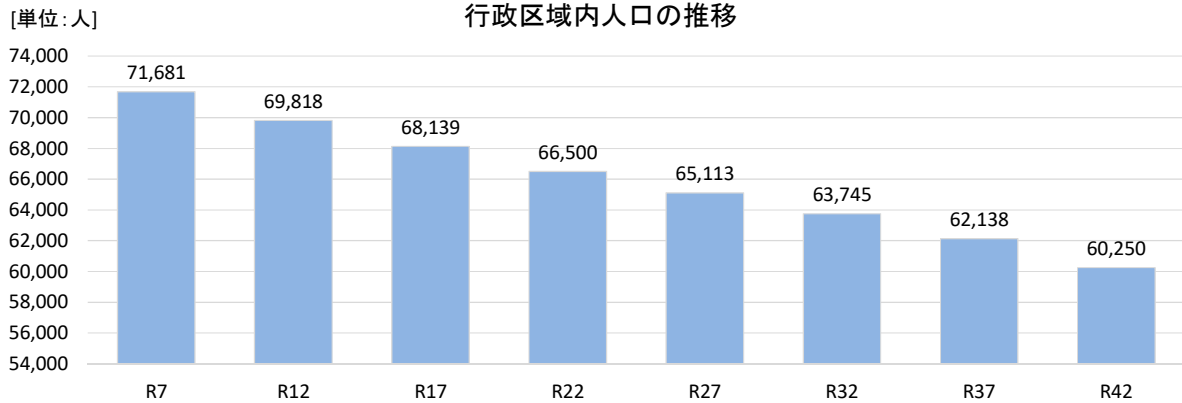
2. 将来の事業環境

(1) 接続人口の予測

1) 行政区域内人口の予測

犬山市では、令和4年10月に「犬山市人口ビジョン」を改訂し、国立社会保障・人口問題研究所と犬山市独自設定の将来人口推計が示されています。

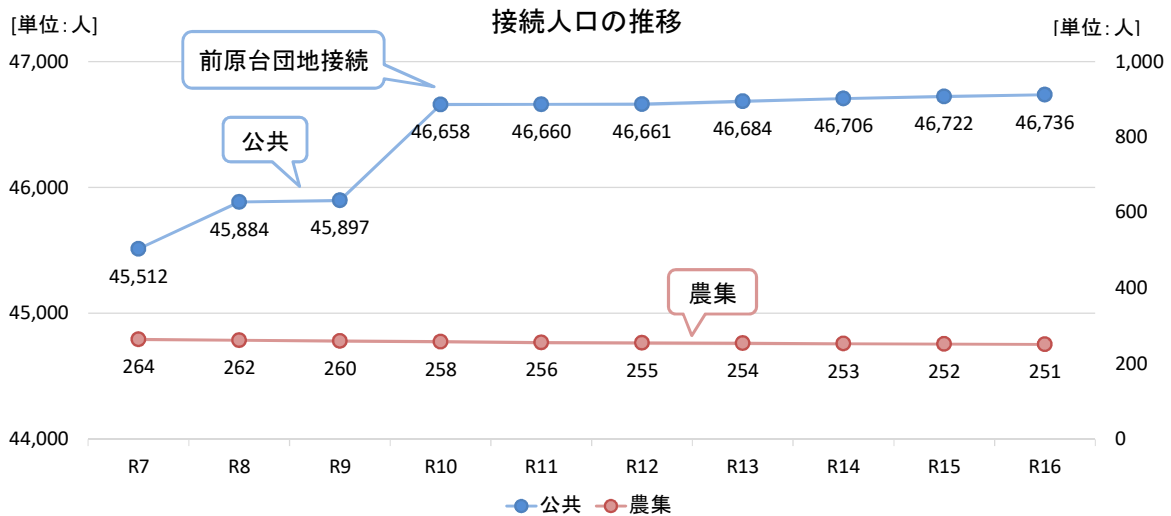
本経営戦略では、犬山市が目指すべき将来展望としての推計である犬山市人口ビジョン将来人口推計を採用します。



2) 接続人口の予測

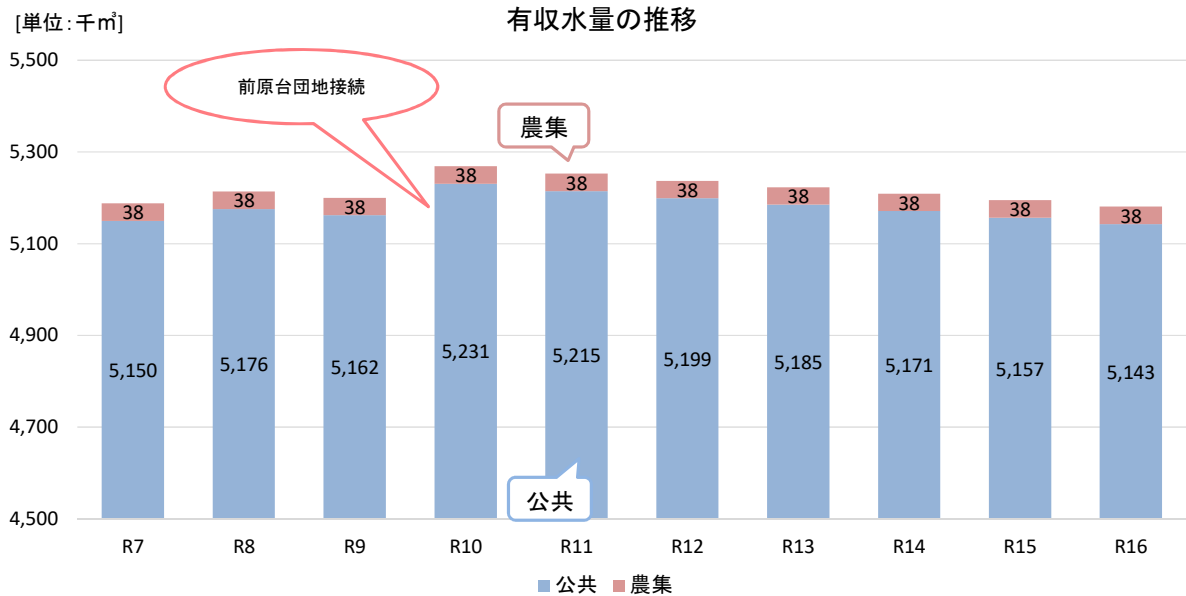
接続人口は、下水道整備に伴う増加を見込んでいます。令和7年度には右岸処理区の坂下・上坂地区の下水道整備が完了予定であり、令和10年度には前原台団地の下水道一斉切替を予定しているため、1,000人程度増加する見込みです。

農業集落排水事業は整備完了し、接続率も93%と高いが、区域の拡大がないため、今後は接続人口が減少する見込みです。その減少割合については、犬山市人口ビジョンの予測値を考慮しています。



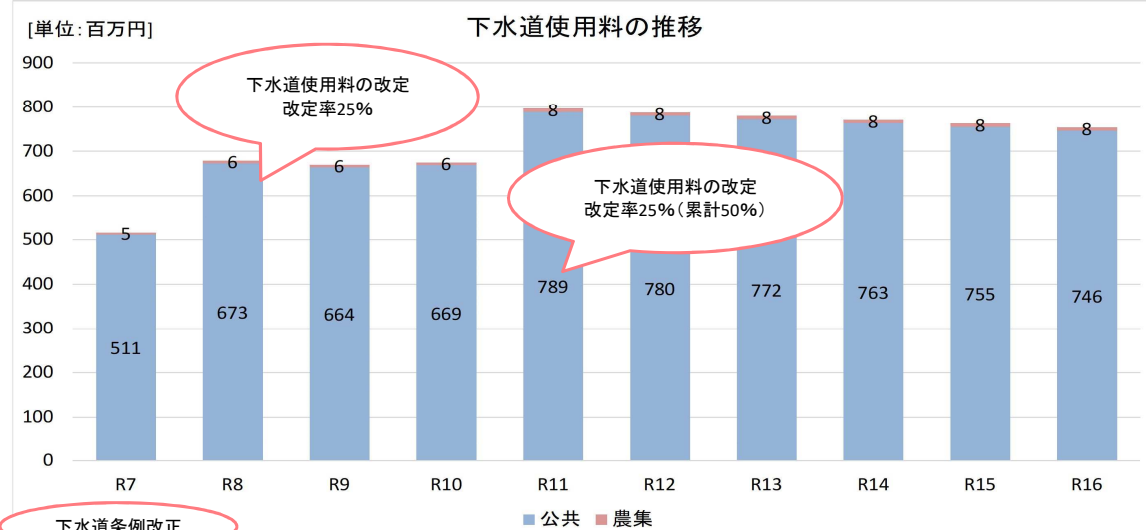
(2) 有収水量の予測

有収水量は前述の「接続人口と事業ごとの一人当たりの年間有収水量」により推計しています。なお、一人当たりの年間有収水量は過去の実績から公共下水道事業は減少傾向を見込み、農業集落排水事業は横ばい傾向を見込んでいます。そのため、年間有収水量は下水道事業では令和10年度以降は減少傾向で推移し、農業集落排水事業はほぼ横ばいで推移すると予想されます。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の予測にあたっては、「有収水量×平均使用料単価」により算出しています。有収水量は下水道事業では令和10年度以降は減少傾向で推移し、農業集落排水事業はほぼ横ばいで推移しているため、使用料収入も同様の傾向となりますが、令和8年度以降は使用料改定によって使用料が増加する見込みです。



(4) 施設の見通し

公共下水道事業では、耐用年数50年を超えた管きょが現時点で一部存在しています。また、既存団地より移管を受けた管きょの一部には耐用年数に近づくものが存在します。そのため、ストックマネジメント計画※1に基づき、管きょの改築・更新を計画的に進めています。

農業集落排水事業では、施設整備が完了しているため、管きょの新規布設等、大規模な建設費が発生することは見込まれません。一方、今後、処理場及び管きょの修繕や更新が見込まれるため、最適化構想※2などに基づき、改築・更新を計画的に進めています。

※1：ストックマネジメント計画とは、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行い、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化することを目的として策定した計画

※2：最適整備構想とは、ストックマネジメントの観点から農業集落施設の適切な機能保全とライフサイクルコストの低減を図ることを目的として策定した計画

(5) 組織の見通し

水道部・都市整備部の統合、排水設備業務の民間委託等、組織・業務の合理化を図ってきました。今後も市民の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るため、事務・技術系職員の適切な配置体制にて業務を実施していきます。

3. 経営の基本方針

【公共下水道事業】

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、昭和57年より事業着手し、平成元年から供用を開始しています。今後の事業運営については、以下の基本方針により進めていきます。

①公共下水道の整備及び接続促進

公共下水道の整備は、市街化区域及び前原台団地について計画的に進めていきます。未接続世帯への個別訪問や啓発文書の送付等を行い、接続の促進を図っていきます。なお、雨水対策事業については、五ヶ村排水区及び五郎丸第二排水区について雨水整備を計画的に進めていきます。

②公共下水道施設の維持管理

公共下水道施設の維持管理を計画的に進めていきます。

③事業運営の健全化

不明水（浸入水）の割合が増加傾向であるため、削減に取り組み、効率的な事業運営に努めます。

【農業集落排水事業】

農業集落における農業用排水の水質保全及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、平成8年より事業着手し、平成13年から供用を開始しています。今後の事業運営については、以下の基本方針により進めていきます。

①農業集落排水施設の維持管理

農業集落排水施設の維持管理を計画的に進めていきます。

②事業運営の健全化

不明水（浸入水）の割合が増加傾向であるため、削減に取り組み、効率的な事業運営に努めます。
将来の公共下水道への編入について、今後検討していきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>【公共下水道事業】 管きよ整備については、市街化区域及び前原台団地について着実な実施を目指します。 管きよの維持管理について、適正な実施を目指します。 令和16年度までに不明水率20%を目標とします。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和5年度 (実績)</th> <th>令和11年度</th> <th>令和16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不明水率 (%)</td> <td>36</td> <td>33</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	項目	令和5年度 (実績)	令和11年度	令和16年度	不明水率 (%)	36	33
項目	令和5年度 (実績)	令和11年度	令和16年度					
不明水率 (%)	36	33	20					
	<p>【公共下水道事業（雨水）】 雨水対策事業については、五ヶ村排水区及び五郎丸第二排水区の整備の着実な実施を目指します。</p> <p>【農業集落排水事業】 処理場及び管きよの維持管理について、適正な実施を目指します。</p>							

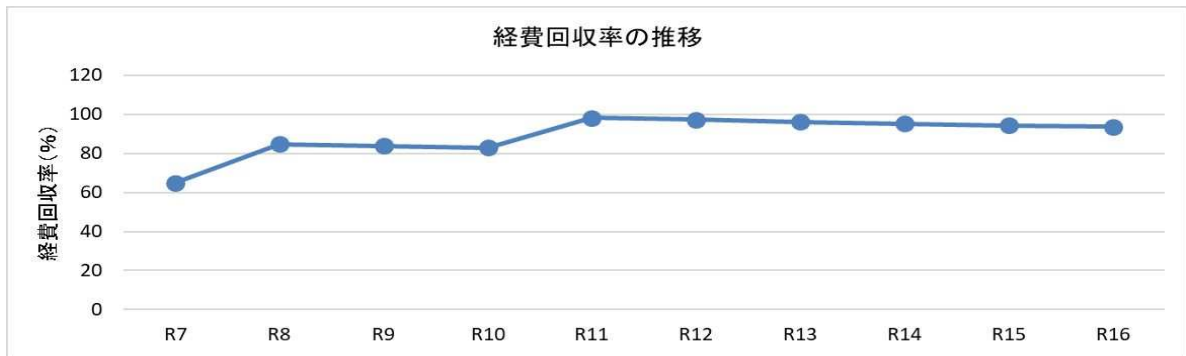
<p>【公共下水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五条川右岸処理区の坂下・上坂地区管きよ整備については、令和7年度の完了を目標としています。 ・五条川左岸処理区の前原台団地管きよ整備については、令和9年度の完了を目標としています。 ・令和5年度の下水道計画区域の見直しで未整備区域約340haを削除しており、その効果として削減できた費用を改築工事に充てることで令和10年度以降に不明水対策として従来以上に改築工事を促進して不明水の削減を図り、不明水率を令和5年度末の36%から令和16年度末で20%まで向上する目標とします。 ・管きよの維持管理については、ストックマネジメント計画に基づく更生工事による長寿命化及び老朽化による更新の両面にて、進めていきます。 <p>【公共下水道事業（雨水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に五ヶ村排水区の事業計画を作成し、雨水対策事業を実施します。工事着手は令和4年度より実施しており、令和13年度の完了を目標としています。 ・令和6年度に五郎丸第二排水区の事業計画を作成し、雨水対策事業を実施します。工事着手は令和9年度を予定しており、令和14年度の完了を目標としています。 <p>【農業集落排水事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場及び管きよの維持管理については、最適化構想等に基づき、修繕や更新をしていきます。
--

②収支計画のうち財源についての説明

目 標	【公共下水道事業】		
	<ul style="list-style-type: none"> 令和11年度末に経費回収率100%の達成を目標とします。 令和16年度末までに接続率96%達成を目標とします。 		
	項目	令和5年度 (実績)	令和11年度
経費回収率※ (%)	68	100	100
接続率 (%)	87	93	96

※経費回収率については、人口減少や物価上昇等の影響により減少傾向にありますが、目指すべき値として経費回収率100%に近づけるように努めます。

- ・下水道接続のPRを継続して実施し、本経営戦略では令和5年度末の87%から令和16年度末で96%の接続率の向上を目標とします。
- ・主な財源としては、使用料・企業債・負担金・補助金及び一般会計からの繰入金です。
- ・下水道使用料については、令和8年度及び令和11年度での改定を予定し、経費回収率100%の達成を目標とします。
人口減少や物価上昇の影響で経費回収率は減少傾向にありますが、目指すべき値として経費回収率100%に近づけるように努めます。
- ・企業債発行については、事業の進捗等を見極め、将来負担が過大にならないよう、バランスのとれた借入れを行っていきます。
- ・負担金については、受益者負担金等の収入を見込んでいます。
- ・一般会計からの繰入金については、財政部局との調整を行い、今後も必要に応じ一般会計からの繰り入れを受けていきます。



③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・施設の動力費や委託費などの維持管理費については、近年の物価の上昇傾向を踏まえて、計画期間については物価上昇率を見込みました。
- ・職員給与費については、大きな増減はないものと考えています。
- ・減価償却費については、整備に比例した増加を見込んでいます。
- ・企業債償還金については、借入額の大きな企業債の完済等により減少する見込みです。
- ・支払利息については、借入金利の上昇傾向により増加していく見込みです。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>【公共下水道事業】 供用開始当初より流域下水道に接続しており、広域化は図れています。 また、愛知県の広域化・共同化計画に参画し、管きよ調査の共同化を実施しています。</p> <p>【農業集落排水事業】 将来の公共下水道への編入について、今後検討していきます。</p>
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	<p>将来的には、老朽化した管路の増加や、職員数の減少等により適切な維持管理や更新が困難になるおそれがあります。 そのため、民間事業者のノウハウを生かし効率的な業務を行っていくため、今後、ウォーターPPP※等の民間活用の導入に向けて検討を行います。</p>
その他の取組	—

※ウォーターPPPとは、水道、下水道、工業用水道において、コンセッション事業へ段階的に移行するための官民連携方式を「管理・更新一体マネジメント方式」として新設。コンセッション事業と併せて「ウォーターPPP」と定義されている。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>下水道使用料の見直しについて、5年に1度の周期で、定期的な検証・見直しを行う方針とします。 今回の経営戦略においては、令和8年度に改定率25%、令和11年度に改定率さらに25%（累計50%）の使用料改定を行う計画としました。</p>
資産活用による収入増加の取組について	<p>下水道施設を利用した新たな財源確保の取り組みとしてマンホール広告事業を実施しています。 その他下水道事業の保有資産の有効活用を検討します。</p>
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	<p>現在、下水道事務・マンホールポンプ保守点検業務・処理場の運転業務委託等を実施しております。また、水道課を通して使用料調定・収納業務等を委託しており、民間の活力を活用し、経済的な事業経営を行っています。</p>
職員給与費に関する事項	職員給与費の大きな増減はないものと見込まれます。
動力費に関する事項	マンホールポンプの基数が増加する予定のため、動力費は今後増加となる見込みです。
薬品費に関する事項	—

修繕費に関する事項	必要な修繕は実施しつつ、ストックマネジメント計画等によりリスク管理や修繕費の平準化を図っていきます。
委託費に関する事項	長期継続契約等を活用し、委託費の削減を図っていきます。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度の決算後に実績との比較を行い、実態と大きく乖離する場合は、その原因を分析します。また、5年ごとの中期スパンで経営分析等の再検討を行い、必要がある場合は計画の見直しを行います。
---------------------	--

下水道事業を通じて「SDGs」の達成に貢献します。

SDGsは、2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際的な行動目標で、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されます。

【下水道事業と関連するSDGs】

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 
すべての人に健康と福祉を	安全な水とトイレを世界中に	住み続けられるまちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう

経営比較分析表（令和4年度決算）

愛知県 大山市

業務名	業種名	類似団体区分	事業者の情報
法適用	下水道事業	Bd1	非設置
公共下水道			
普及率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり営業資金(円)
71.29	74.09	65.71	1,771
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)		
-	74.09		

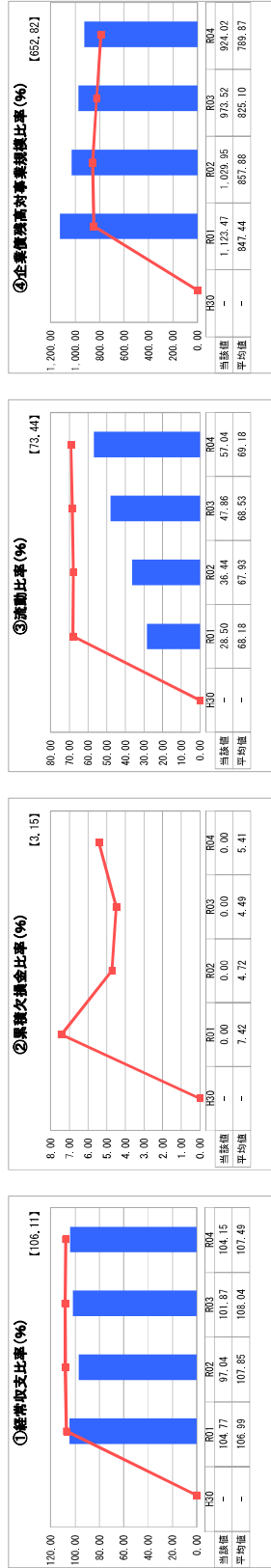
面積(km ²)	人口(人)	人口密度(人/km ²)
74.90	72,733	971.07
処理区域面積(km ²)	処理区域内人口(人)	処理区域内人口密度(人/km ²)
11.13	51,567	4,633.15

グラフ凡例

- 当該団体(連結値)
- 類似団体平均値(平均値)

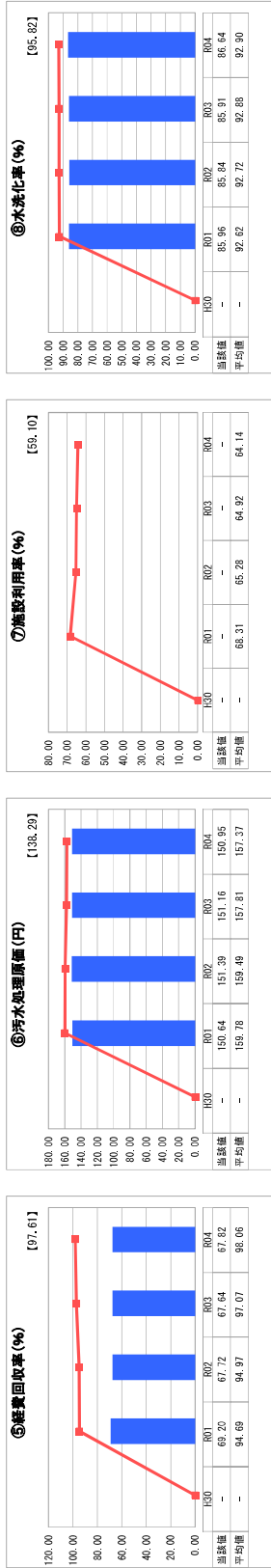
令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

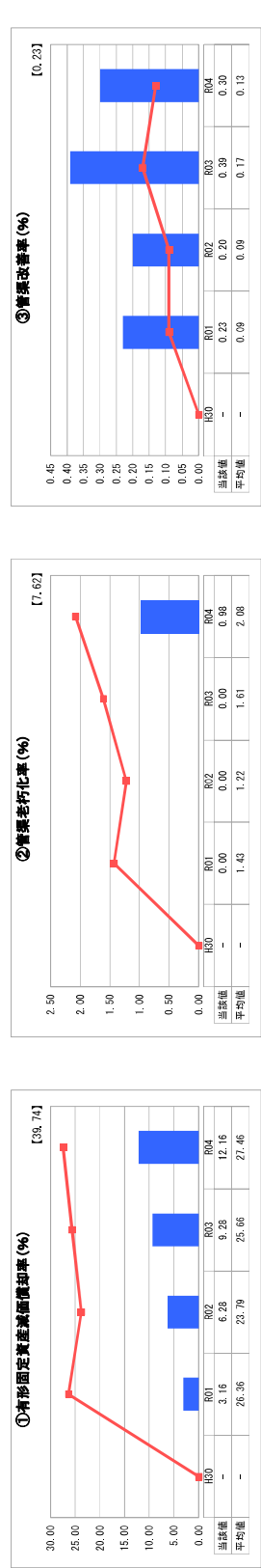
1. 経営の健全性・効率性について
 財源の主な内訳は、使用料・一般会計からの繰入金・借入金・負担金である。使用料収入は供用開始区域の拡大による増収要因はあるものの、人口減少等により、今後は減少が見込まれる。
 ①経常収支比率は、類似団体平均値に近づいているが、一般会計からの繰入金が依然として高いため、不明水前減対事業債などの経営改善に向けた取り組みを実施することで経営改善を進めていく。
 ②流動比率は、毎年増加傾向にあるものの、一般会計からの繰入金を受け、借入金等の支払いを行っているため、類似団体と比較すると低い。増加傾向の要因は、令和3年度から現金支出を伴わない減価償却費等に対する一般会計からの繰入金収入により現金が増加したためである。
 ③企業債高対事業債比率は、企業債現在高が前年度に比べ減少したため、数値は減少傾向にある。
 ④経常回収率は、供給内実施は、供用開始区域の拡大に伴う臨時収入の増加に支えられ、類似団体と比較して低く推移している。今後とも不明水前減の対策として営業更生工事等を計画的に実施する。



2. 老朽化の状況について

法定耐用年数を超えた管理が少ないため、更新した管渠は少ない。不明水前減対策及び管渠の更新に備え、ステップアップ工事に伴って管渠の更新率を高めていく必要がある。今後、維持管理を計画的に進めていく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括
 水洗化率が全国平均を下回るため、未接続世帯への普及活動を強化し、使用料収入の確保に努めていく必要がある。また、使用料については、今後の施設更新等を踏まえた適正な料金体系とされているか確認する必要がある。そのため、令和2年度に算定した経営戦略と令和2~4年度の決算実績を比較し、経営分析の上、令和5年度予定の経営戦略の改定に向けた検討を進める。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業での算出及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和4年度決算）

業名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
下水道	下水道事業	農業汚排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり処理料金(円)
82.72	82.72	0.40	56.92	1,711

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
72,733	74.90	971.07
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
298	0.35	822.86

グラフ凡例

- 当該団体値 (緑色)
- 類似団体平均値 (平均値) (赤色)

令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

農業汚排水事業は、平成13年度より供用開始している。整備事業は完了しており、現在維持管理のみを行っている。

①経費回収率は、毎年の増進となっているが、令和2年度から減退傾向が見られる。これは、令和2年度から、自己資本比率の低下による増進率の低下によるものと見られる。また、令和2年度から、自己資本比率の低下による増進率の低下によるものと見られる。また、令和2年度から、自己資本比率の低下による増進率の低下によるものと見られる。

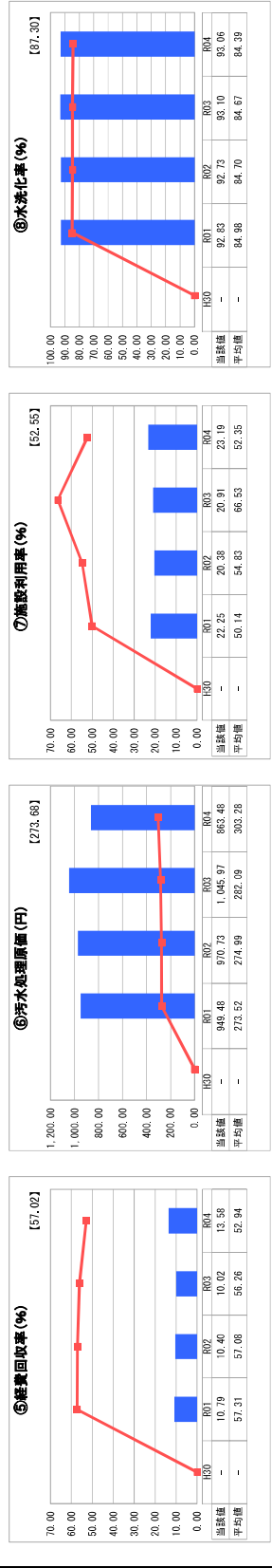
②累積欠損金比率は、①と同様の理由で減少している。

③流動比率は、①と同様の理由で増加している。

④企業債高対事業債比率については、減少した。これは、供用開始後に前払入金を行っていることから、当該年度の償還が減少していることによるものと考えられる。また、令和2年度から、自己資本比率の低下による増進率の低下によるものと見られる。

⑤経費回収率は、類似団体と比較して低くなっている。平成30年度に償還開始が開始して以降、償還収入が大幅に減少したことによるものと見られる。

⑥浮水処理原価は、類似団体と比較して2.8倍と非常に高くなっている。これは、処理原価も、類似団体と比較して2.8倍と非常に高くなっていることによるものと考えられる。これは、処理原価も、類似団体と比較して2.8倍と非常に高くなっていることによるものと考えられる。



2. 老朽化の状況について

平成13年度の供用開始から20年経過したものの、加型噴進して2.8倍の増進率を確保している。また、令和2年度から、自己資本比率の低下による増進率の低下によるものと見られる。

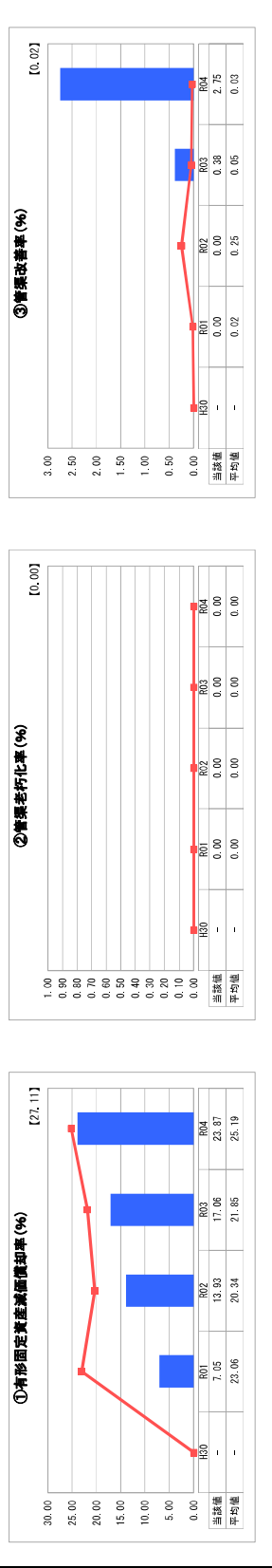
⑤経費回収率は、類似団体と比較して低くなっている。平成30年度に償還開始が開始して以降、償還収入が大幅に減少したことによるものと見られる。

⑥浮水処理原価は、類似団体と比較して2.8倍と非常に高くなっている。これは、処理原価も、類似団体と比較して2.8倍と非常に高くなっていることによるものと考えられる。

⑦施設利用率は、類似団体と比較して低くなっている。これは、施設利用率も、類似団体と比較して低くなっていることによるものと考えられる。

⑧水洗化率は、類似団体と比較して高いが、今後新築に水洗化する施設が増えるため、使用料収入の大幅な増加は見込めない状況にある。

2. 老朽化の状況



全体概括

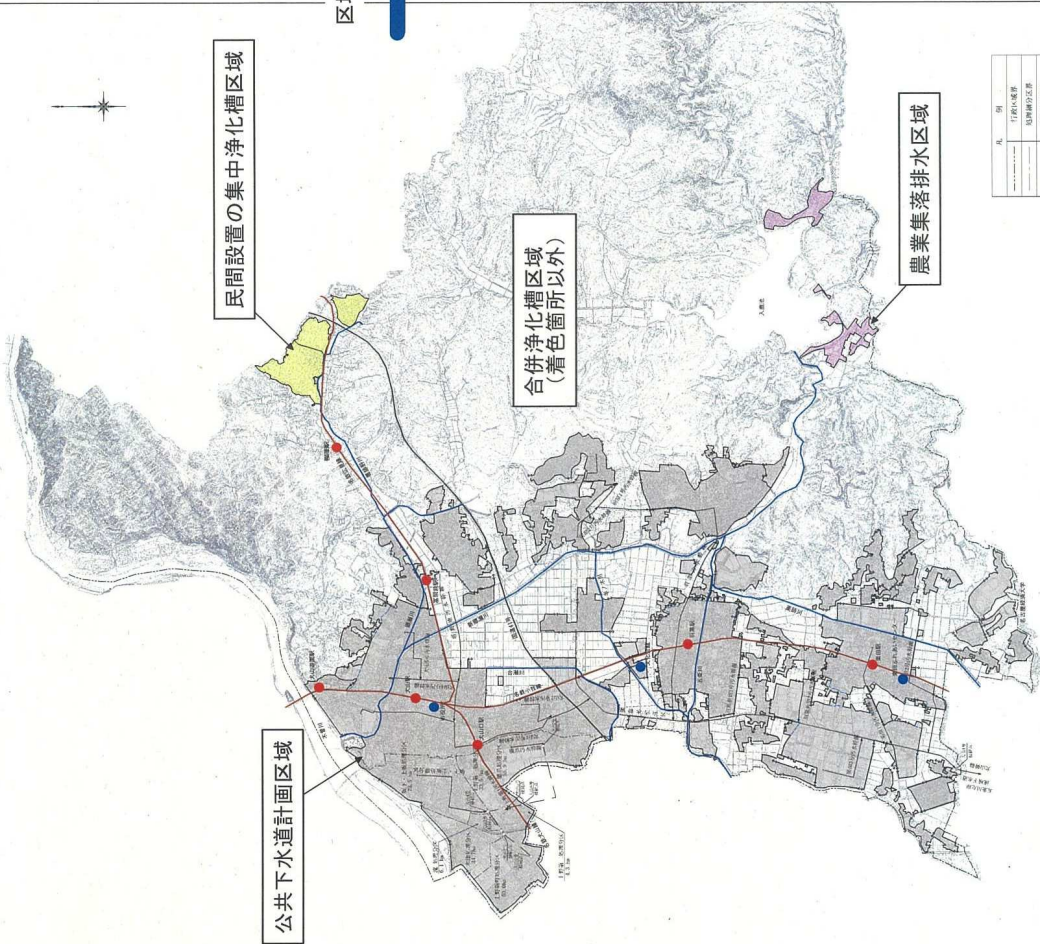
農業汚排水事業は平成12年度に整備が完了している。そのため、今後の施設の増設、管渠の新設等の増設等の発生は見込まれない。将来的に多大な修繕費や施設更新費用が負担されることとなる。また、令和2年度から、自己資本比率の低下による増進率の低下によるものと見られる。

また、令和4年度は施設更新の発生工事(1,022.4km)を、令和4年度は施設更新の発生工事(1,022.4km)を実施したため、管渠改善率が向上している。

※ 「経費回収率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

現在の汚水処理計画

犬山市計画一般図
犬山市公共下水道基本計画
下水道計画区域図(汚水) S=1:15000



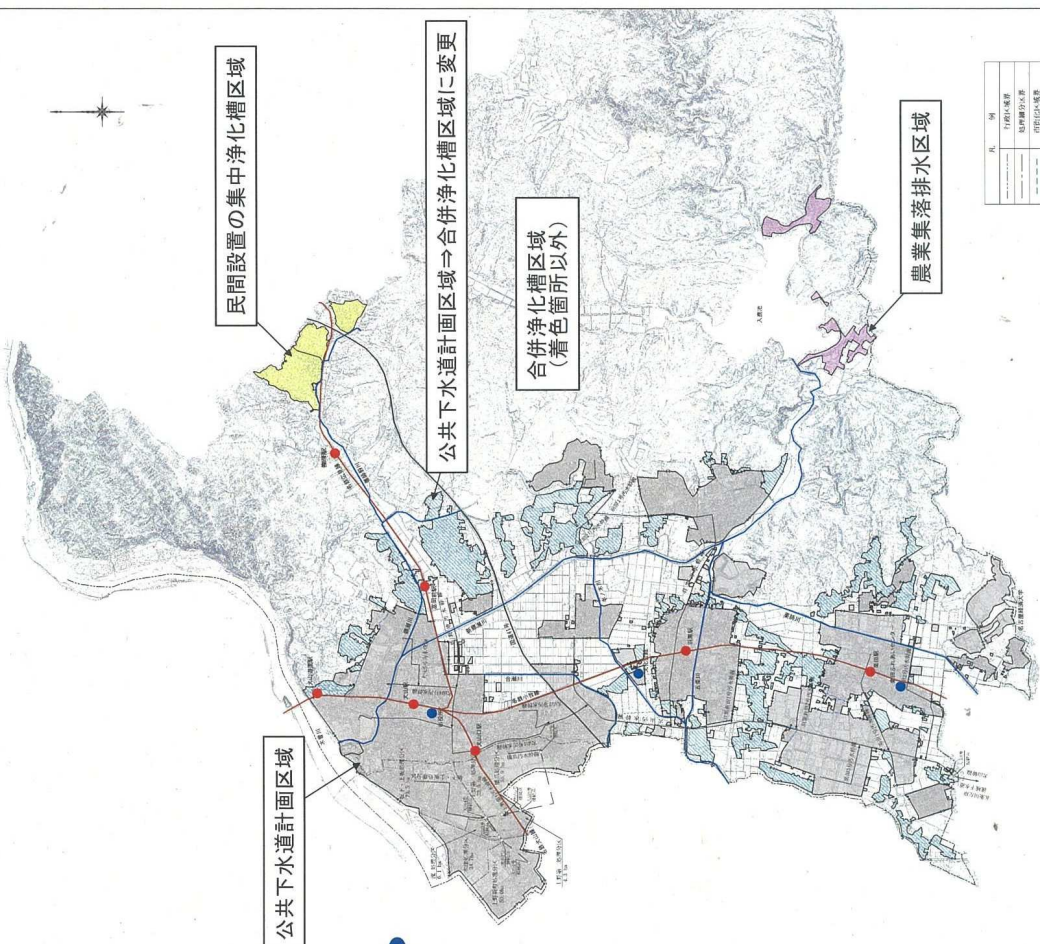
※着色部以外はすべて合併浄化槽区域

区域の見直し



計画区域見直し後

犬山市計画一般図
犬山市公共下水道基本計画
下水道計画区域図(汚水) S=1:15000



区域見直しにより
公共下水道計画区域
⇒合併浄化槽区域
に変更する箇所

※着色部以外はすべて合併浄化槽区域

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円 税抜)

(公共下水道事業)

区分	年度											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的	1. 営業収益 (A)	528,621	534,178	537,294	703,476	700,396	711,448	834,533	828,465	822,714	818,650	810,739
	(1) 料収入	517,675	515,988	511,006	673,179	663,613	669,137	789,321	780,294	771,674	763,137	754,535
	(2) 受託工事収益 (B)											
的	(3) その他 (C)	10,946	18,190	26,288	30,297	36,783	42,311	45,212	48,171	51,040	55,513	56,204
	2. 営業外収益 (D)	1,031,224	1,069,487	1,108,742	964,774	982,642	994,334	877,596	897,279	924,739	952,285	978,677
収	(1) 補助金	472,809	503,921	530,055	380,662	403,510	420,253	303,095	322,629	347,737	372,753	399,512
	(2) 他受補助金	467,809	492,521	513,828	364,263	386,986	403,604	286,306	305,700	330,667	355,543	382,161
入	(3) その他	5,000	11,400	16,227	16,399	16,524	16,649	16,789	16,929	17,070	17,210	17,351
	前受補助金	588,301	565,383	578,505	583,940	578,970	573,929	574,359	574,518	576,870	579,400	579,259
的	(1) 収入	114	182	172	172	162	152	142	132	132	132	132
	計 (E)	1,559,845	1,603,665	1,646,036	1,668,250	1,683,038	1,705,782	1,712,129	1,725,744	1,747,453	1,770,935	1,789,416
的	(2) 費用 (F)	1,430,708	1,494,490	1,549,930	1,570,290	1,582,616	1,605,342	1,609,019	1,618,859	1,635,606	1,652,788	1,666,894
	給与 (G)	34,352	35,888	35,888	35,888	35,888	35,888	35,888	35,888	35,888	35,888	35,888
的	(1) 給与 (H)	13,900	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064
	(2) 退職給与 (I)	20,452	21,824	21,824	21,824	21,824	21,824	21,824	21,824	21,824	21,824	21,824
支	(3) 繰上償却 (J)	514,887	562,156	568,199	570,421	574,325	593,114	583,009	579,736	580,257	580,761	583,712
	修理費 (K)	1,910	2,795	2,836	2,866	2,888	3,065	3,091	3,117	3,143	3,169	3,356
出	(1) 材料費 (L)	28,045	18,250	15,362	14,570	13,718	20,612	14,916	14,056	14,172	17,296	21,481
	(2) その他 (M)	494,932	541,111	550,001	552,985	557,719	569,437	565,002	562,563	562,942	560,296	558,875
計	(3) 減価償却費 (N)	881,469	896,446	945,843	963,981	972,403	976,340	990,122	1,003,235	1,019,461	1,036,139	1,047,294
	営業外費用 (O)	94,300	106,576	95,506	97,360	99,822	99,840	102,510	106,285	111,247	117,547	121,922
支	(1) 支払利息 (P)	92,322	106,484	95,414	97,268	99,730	99,748	102,418	106,193	111,155	117,455	121,830
	(2) その他 (Q)	1,978	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
出	計 (R)	1,525,008	1,601,066	1,645,436	1,667,650	1,682,438	1,705,182	1,711,529	1,725,144	1,746,853	1,770,335	1,788,816
	常損 (S)	34,837	2,599	600	600	600	600	600	600	600	600	600
の	(1) 利益 (T)	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 損失 (U)	169	150	600	600	600	600	600	600	600	600	600
特	(3) 損益 (V)	331	△150	△600	△600	△600	△600	△600	△600	△600	△600	△600
	当年度純利益 (又は純損失) (E)-(H)	35,168	2,449	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	323,168	331,063	366,826	379,438	389,036	397,557	415,763	428,717	442,591	456,739	468,261
	流動負債 (J)	302,988	306,901	534,591	735,610	1,001,086	1,286,207	1,652,997	2,083,885	2,563,633	3,087,864	3,622,906
動	うち未収入金 (K)	62,380	68,394	67,734	67,598	66,638	67,192	66,218	65,461	64,738	64,021	63,300
	うち建設改良費 (L)	911,763	911,775	909,179	822,858	776,117	707,448	641,573	625,715	615,116	618,756	619,432
積	うち一時借入金 (M)	738,732	701,531	695,859	608,597	560,236	487,261	423,257	408,569	403,051	404,553	402,336
	うち未払金 (N)	173,031	210,244	213,320	214,261	215,881	220,187	218,316	217,146	216,957	215,705	214,879
率	(1) (A)-(B) × 100 (O)											
	(2) (R)-(S) × 100 (P)											
地	地方財政法施行令第15条第1項により算定した不足額 (L)											
	営業収益一受託工事収益 (A)-(B)	528,621	534,178	537,294	703,476	700,396	711,448	834,533	828,465	822,714	818,650	810,739
資	不足額の比率 (L)/(M) × 100											
	健全化法施行令第16条により算定した不足額 (N)											
解	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)											
健全化	健全化法第22条により算定した不足率 (N)/(P) × 100											
	不足率											

投資・財政計画
(収支計画)

(公共下水道事業)

(単位:千円 税込)

区分	年度	前々年度 (決算)		前年度 (決算)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		675,400	1,243,400	782,400	820,700										
資本的収支	1. 企業標準化費														
	うち資本費平準化費														
	2. 他会計出資金	375,273	307,084	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
	3. 他会計補助金	82,347	90,428	105,017	117,735	102,392	93,120	70,877	55,156	58,936	75,120				
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	260,960	421,340	265,020	322,100	203,500	123,500	129,500	176,000	213,000	41,500				
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. その他	32,114	27,003	62,500	17,900	24,000	5,333	5,333	5,333	5,333	10,667	10,667	10,667	10,667	10,667	
(A)のうちに翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	1,426,094	2,089,255	1,564,937	1,628,435	1,215,192	1,293,753	1,303,510	1,383,989	1,491,069	1,183,087					
(B)															
純計 (A)-(B) (C)	1,426,094	2,089,255	1,564,937	1,628,435	1,215,192	1,293,753	1,303,510	1,383,989	1,491,069	1,183,087					
1. 建設改良費	1,030,761	1,819,556	1,148,128	1,257,658	829,398	948,948	969,948	1,071,948	1,168,448	848,948					
うち職員給与	15,981	16,161	16,161	16,161	16,161	16,161	16,161	16,161	16,161	16,161					
2. 企業員賃還金	773,736	738,732	701,531	695,859	608,597	560,236	487,261	423,257	408,569	398,159					
3. 他会計長期借入返還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他															
計 (D)	1,804,497	2,569,288	1,849,659	1,953,517	1,437,995	1,509,184	1,457,209	1,495,205	1,577,017	1,247,107					
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D)-(C)	378,403	469,033	284,722	325,082	222,803	215,431	153,699	111,216	85,948	64,020					
1. 損益剰定留保資金	378,403	469,033	284,722	325,082	222,803	215,431	153,699	111,216	85,948	64,020					
2. 利益剰余金処分額															
3. 繰越工事資金															
4. その他															
計 (F)	378,403	469,033	284,722	325,082	222,803	215,431	153,699	111,216	85,948	64,020					
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	6,089,784	6,594,452	6,675,323	6,800,165	6,726,870	6,888,435	7,148,976	7,523,220	7,978,452	8,286,093					

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)		前年度 (決算)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		472,809	210,515	242,170	261,392										
収益的収支分	うち基準内繰入金														
	うち基準外繰入金	262,294	250,351	252,436	94,975	99,457	106,940	0	0	0	0	0	970	7,298	13,579
資本的収支分	うち基準内繰入金	82,347	90,428	105,017	117,735	102,392	93,120	70,877	55,156	58,936	75,120				
	うち基準外繰入金	375,273	307,084	350,000	350,000	261,392	269,288	286,986	296,664	286,306	305,700	330,667	354,573	374,863	383,393
合計		930,429	890,033	968,845	831,998	839,378	846,724	707,183	710,856	739,603	780,663	800,500	816,947		

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	(単位:千円 税抜)														
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度			
収益的	1. 営業収益	16,350	19,659	20,183	21,814	21,964	22,119	23,519	23,722	23,928	24,134	24,327	24,522			
	(1) 料収入	4,658	5,225	4,526	6,055	6,134	6,213	7,533	7,658	7,785	7,911	8,041	8,170			
	(2) 受託工事の収益	11,692	14,434	15,657	15,759	15,830	15,906	15,986	16,064	16,143	16,223	16,286	16,352			
収益的	2. 営業外収益	53,771	55,065	52,955	52,206	52,865	53,474	52,842	53,496	54,090	54,904	55,493	56,071			
	(1) 補助金	34,498	35,355	32,879	31,829	32,188	32,443	31,456	31,801	32,172	32,649	32,883	33,107			
	(2) 他会計補助金	34,498	35,355	32,879	31,829	32,188	32,443	31,456	31,801	32,172	32,649	32,883	33,107			
収益的	3. 長期前受金	19,273	19,710	20,076	20,377	20,677	21,031	21,386	21,695	21,918	22,255	22,610	22,964			
	(1) 収入	70,121	74,724	73,138	74,020	74,829	75,593	76,361	77,218	78,018	79,038	79,820	80,593			
	(2) 費用	58,917	70,586	71,442	72,398	73,262	74,124	74,944	75,757	76,415	77,268	78,089	78,920			
収益的	4. 職員給与	18,672	19,067	19,067	19,067	19,067	19,067	19,067	19,067	19,067	19,067	19,067	19,067			
	(1) 基本給	8,933	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021			
	(2) 退職給付	9,739	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046			
収益的	5. 経費	17,361	28,033	28,379	28,688	28,904	29,136	29,377	29,615	29,853	30,096	30,287	30,487			
	(1) 動力費	4,388	7,571	7,688	7,769	7,828	7,887	7,954	8,020	8,086	8,154	8,220	8,287			
	(2) 修繕費	5,092	10,488	10,652	10,765	10,847	10,928	11,021	11,113	11,204	11,297	11,389	11,481			
収益的	6. その他	7,881	9,958	10,039	10,154	10,229	10,321	10,402	10,482	10,563	10,645	10,678	10,719			
	(1) 減価償却費	22,884	23,486	23,996	24,643	25,921	25,921	26,500	27,075	27,495	28,105	28,735	29,366			
	(2) 営業外費用	3,067	3,113	1,696	1,622	1,567	1,469	1,417	1,461	1,603	1,770	1,731	1,673			
支出	7. 支払利息	2,173	2,112	1,695	1,621	1,566	1,468	1,416	1,460	1,602	1,769	1,730	1,672			
	(1) その他	894	1,001	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	(2) 支出	61,984	73,699	73,138	74,020	74,829	75,593	76,361	77,218	78,018	79,038	79,820	80,593			
経常	8. 損益	8,137	1,025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	(1) 利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	(2) 損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
繰越	9. 繰越利益剰余金	33,804	41,489	53,081	64,870	76,834	88,667	100,616	112,626	124,633	133,708	142,475	151,300			
	(1) 剰余金	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
	(2) 負債	25,569	27,436	27,502	25,909	22,852	19,728	13,298	10,664	11,103	11,548	11,571	10,466			
流動	10. 流動負債	19,352	19,744	19,853	18,247	15,190	12,050	5,620	2,986	3,425	3,870	3,928	2,856			
	(1) 一時借入金	6,217	7,692	7,649	7,662	7,662	7,678	7,678	7,678	7,678	7,678	7,643	7,610			
	(2) 未払金	13,135	12,052	12,204	10,585	7,528	4,372	1,942	5,288	5,787	6,192	6,265	5,246			
累積	11. 累積欠損率	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)			
	(1) 比率	(A)/(B)	(A)/(B)	(A)/(B)	(A)/(B)	(A)/(B)	(A)/(B)	(A)/(B)	(A)/(B)	(A)/(B)	(A)/(B)	(A)/(B)	(A)/(B)			
	(2) 金額	16,350	19,659	20,183	21,814	21,964	22,119	23,519	23,722	23,928	24,134	24,327	24,522			
健全	12. 健全化法施行令第15条第1項により算定した資産不足の比率	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)			
	(1) 比率	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)			
	(2) 金額	16,350	19,659	20,183	21,814	21,964	22,119	23,519	23,722	23,928	24,134	24,327	24,522			
健全	13. 健全化法施行令第16条により算定した資産不足の比率	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)			
	(1) 比率	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)	(N)/(P)			
	(2) 金額	16,350	19,659	20,183	21,814	21,964	22,119	23,519	23,722	23,928	24,134	24,327	24,522			
健全	14. 健全化法施行令第17条により算定した資産不足の比率	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)			
	(1) 比率	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)	(O)/(Q)			
	(2) 金額	16,350	19,659	20,183	21,814	21,964	22,119	23,519	23,722	23,928	24,134	24,327	24,522			
健全	15. 健全化法施行令第22条により算定した資産不足の比率	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)			
	(1) 比率	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)	(R)/(S)			
	(2) 金額	16,350	19,659	20,183	21,814	21,964	22,119	23,519	23,722	23,928	24,134	24,327	24,522			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円 税込)

区分	年度												
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債	9,200	9,400	20,900	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	13,500	13,500
	2. 他会計出資金	18,987	19,353	18,687	19,433	13,100	12,736	3,040	3,040	3,209	6,075	6,245	5,826
	3. 他会計補助金	4,766	5,655	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	10,791	10,000	12,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,700
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	43,744	44,408	55,824	53,133	46,800	46,436	36,740	36,909	39,075	39,075	39,245	39,026	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	43,744	44,408	55,824	53,133	46,800	46,436	36,740	36,909	39,075	39,075	39,245	39,026	
1. 建設改良費	26,919	28,833	40,000	39,500	36,500	39,500	36,500	39,500	41,500	41,500	41,500	41,500	
うち職員給与費													
2. 企業員借入金返還金	18,986	19,353	19,744	18,247	15,190	12,050	5,620	2,986	3,425	3,870	3,870	3,928	
3. 他会計長期借入金返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	45,905	48,186	59,744	57,747	51,690	51,550	42,120	42,486	44,925	45,370	45,370	45,428	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	2,161	3,778	3,920	4,614	4,890	5,114	5,380	5,577	5,850	6,125	6,125	6,402	
補填財源	1. 損益剰余金	2,161	3,778	3,920	4,614	4,890	5,114	5,380	5,577	5,850	6,125	6,125	6,402
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)	2,161	3,778	3,920	4,614	4,890	5,114	5,380	5,577	5,850	6,125	6,125	6,402	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	110,970	101,017	102,174	103,221	98,186	100,336	108,917	130,206	139,836	149,408			

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度												
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	34,498	35,355	32,879	31,829	32,188	32,443	31,456	31,801	32,172	32,649	32,883	33,107
	うち基準外繰入金	7,537	7,759	7,486	7,758	8,051	8,229	8,401	8,711	9,050	9,490	9,726	9,945
資本的収支分	うち基準内繰入金	26,961	27,596	25,393	24,071	24,137	24,214	23,055	23,090	23,122	23,159	23,157	23,162
	うち基準外繰入金	23,753	25,008	22,424	22,687	23,433	17,100	16,736	7,040	7,209	10,075	10,245	9,826
合計	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	23,753	25,008	22,424	22,687	23,433	17,100	16,736	7,040	7,209	10,075	10,245	9,826
合計	58,251	60,363	55,303	54,516	55,621	49,543	48,192	48,192	38,841	39,381	42,724	43,128	42,933

経費回収率の向上に向けたロードマップ（案）

【犬山市公共下水道事業】

国土交通省「下水道事業における収支構造的成果に向けた取組の推進について(令和2年7月22日)」に基づき、下水道事業の健全性・継続性を図ることを目的に、本事業における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

項目		計画期間									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間		▶									
経営戦略の改定						● 見直し					● 見直し
収入増加	接続率の向上	▶									
	下水道使用料の改定検討		● 改定			● 改定					● 検証
支出削減	不明水対策	▶									
	広域化・共同化	▶									
	民間活用の検討	▶									

本市では経営健全に向けた取組として、次頁に示すとおり各取組を実施していきます。

①経営健全化に関する定量的な業務指標及び目標年限

基本方針の実現に向けた経営目標を以下の通り設定し、具体的な数値目標を掲げることで、経営の見える化を図ります。

項目	令和5年度 (実績)	令和11年度	令和16年度
経費回収率※ (%)	68	100	100
接続率 (%)	87	93	96
不明水率 (%)	36	33	20

※経費回収率については、人口減少や物価上昇等の影響により減少傾向にありますが、目指すべき値として経費回収率100%に近づけるように努めます。

②-1 収入増加のための具体的取組及び実施時期

■接続率の向上

下水道接続のPRを継続して実施し、本経営戦略では令和5年度末の87%から令和16年度末で96%の接続率の向上を目標とします。

■下水道使用料の改定

令和7年度に下水道条例を改正し、約半年間の周知期間を経て、令和8年4月から25%、令和11年4月からさらに25%（累計50%）の改定を行い、経費回収率100%達成を目標とします。

②-2 支出削減のための具体的取組及び実施時期

■不明水対策

令和5年度の下水道計画区域の見直しで未整備区域約340haを削除しており、その効果として削減できた費用を改築工事に充てることで令和10年度以降に従来以上に改築工事を促進して不明水の削減を図り、不明水率を令和5年度末の36%から令和16年度末で20%まで向上する目標とします。

■広域化・共同化

令和4年度に愛知県が策定する「愛知県汚水処理広域化・共同化計画」において、「管路施設の点検・調査の共同化」に参画し、令和6年度から5市2町（一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町）による共同発注を実施しています。

農業集落排水事業については、公共下水道への接続を検討していきます。

■民間活用の検討

将来的には、老朽化した管路が増加し、職員数の減少等により適切な維持管理や更新が困難になるおそれがあります。

そのため、民間事業者のノウハウを生かし、効率的な業務を行っていくため、今後、ウォーターPPP等の民間活用の導入に向けて検討を行います。

③収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

毎年度の決算後に実績との比較を行い、実態と大きく乖離する場合は、その原因を分析します。

また、5年ごとの中期スパンで経営分析等の再検討を行い、必要がある場合は計画の見直しを行うとともに、物価上昇率や企業債利率の設定等の社会情勢の影響を考慮して検討するものとします。